

幸手市資金管理運用基準

(平成27年8月10日市長決裁)

1 趣旨

この基準は、幸手市会計管理者が管理する資金について安全性及び流動性を確保した上で、適正かつ効率的な運用を図るために必要な基本的事項を定める。

2 資金の範囲

この基準において「資金」とは、歳計現金、歳入歳出外現金及び基金に属する現金（以下「基金」という。）とする。

3 管理運用の基本的な考え方

資金の管理運用に当たっては、安全性の確保を最重要視し、流動性を確保しつつ、これらを前提として効率性を追求する観点から、資金全体の金融商品の構成が最適なものとなるよう努める。

(1) 安全性の確保

元本の安全性の確保を最重要視し、安全な金融商品により保管運用するとともに、預金については金融機関の経営の安全性に十分留意する。

(2) 流動性の確保

支払に支障を来さないよう必要となる資金を確保するとともに、想定外の資金ニーズに備え、資金の流動性を常に確保する。

(3) 効率性の追求

安全性及び流動性を確保した上で、効率性を追及し運用収益の増大を図るよう努める。

4 資金管理担当者の心構え

資金の管理運用に従事する職員は、運用先の信用リスクを常に自覚

し、絶えず危機意識をもって資金の安全性を確保するとともに、日々変動する金融情勢等を的確に把握し、効率的な運用に努めなければならない。

5 歳計現金の管理運用

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の4第1項その他関係法令等の規定に基づき資金の管理運用を行うものとする。
- (2) 歳計現金は、支払準備金としての性格を考慮し、原則として指定金融機関の普通預金により保管する。また、各課等から収入支出予定表を提出させることにより資金の需要を把握する。
- (3) 支払準備金を超える余裕資金が一定期間以上生じることが、収入支出予定表等により確実に見込まれる場合は、次に掲げる預金又は債券により運用することができる。

ア 定期預金（途中解約時に元本が確保されるもの）

イ 譲渡性預金

ウ 国庫短期証券

エ 国債・地方債・政府保証債・財投機関債等

- (4) 預金先金融機関は、原則として、銀行等引受債の借入残高を有する金融機関に預金するものとする。
- (5) 債券保管先機関は、保管先機関の固有財産との分別管理及び資金の決済業務等が確実に行われる機関で保管するものとする。
- (6) 取引金融機関の選定は、特定の金融機関及び特定発行者の金融商品に集中しないよう、分散して運用するものとする。この場合、預金については、利率、本市の借入との相殺などを、債券の購入については、引合や相対取引の状況を勘案して選定する。
- (7) 預金及び債券は満期まで保有することを原則とするが、次に掲げる場合にあっては運用中の預金及び債券を解約することができる。ただし、市長と協議の上決定するものとする。
 - ア 資金の安全性を確保することが必要となった場合
 - イ 支払現金として確保する必要が生じた場合

ウ 安全性を確保した上で、効率的な運用を行うため、商品の組み換えを行う場合

6 歳入歳出外現金の管理運用

歳入歳出外現金の管理及び運用は、原則として、歳計現金に準ずる。

7 基金の管理運用

- (1) 基金の管理運用は、地方自治法第241条第2項及び各基金条例の定めに基づき安全性を確保した上で、次に掲げる預金又は債券により保管する。

ア 普通預金

イ 定期預金（途中解約時に元本が確保されるもの）

ウ 譲渡性預金

エ 国庫短期証券

オ 国債・地方債・政府保証債・財投機関債等

- (2) 基金の効率的な運用及び事務の簡素化を可能にするため、複数の基金に属する現金を一つにまとめて一括運用を行うことができる。

- (3) 預金先金融機関

歳計現金に準ずる。

- (4) 債券保管先機関

歳計現金に準ずる。

- (5) 預金及び債券の満期まで保有することの原則

歳計現金に準ずる。

- (6) 前記に規定するもののほか、基金の管理運用は、市長と協議の上決定するものとする。

8 預金運用の取扱い

会計課は常に金融機関別の預金残高を把握し、原則として市が借り入れている銀行等引受債の範囲内で預金するものとする。ただし、次に掲げるすべての条件を満たす健全な経営状況にある金融機関は相殺

枠にとらわれず預金ができるものとする。

- (1) 自己資本比率について、海外に営業拠点を有する国際統一基準適用金融機関にあつては８％以上、国内統一基準適用金融機関にあつては４％以上であること。
- (2) 格付けが公表されている金融機関にあつては、財務大臣指定格付機関の長期債の格付けが投資適格等級ＢＢＢ以上であること。
- (3) 株式に上場されている金融機関にあつては、株価の動きが金融機関全体の動向と比較して著しく値下がり傾向にないこと。
- (4) 特別な事情（不良債権等の処理により特別損失を出すなど）を除き、同じ分類がなされる他の金融機関と比較し、経営指標等の内容が著しく劣っていないこと。

9 債券運用の取扱

債券の購入価格は、原則として額面価格以下（アンダーパー）の債券とする。ただし、満期償還時までにおける受取金が、額面価格と取得価格の差額を上回る場合に限り、額面価格を超えた価格（オーバーパー）の債券を取得することができる。

10 基準の見直し

本基準について、金融環境の変化により変更を行う必要が生じた場合は、これを見直すものとする。

附 則

この基準は、平成２７年８月１０日から施行する。